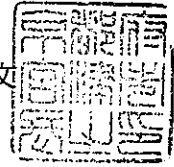


宮津市国民健康保険運営協議会会長 様

宮津市長 城 崎 雅 文



令和4年度宮津市国民健康保険税の税率等について(諮問)

令和4年度宮津市国民健康保険税の税率等について、下記のとおりとしたいので、貴協議会の御意見をいただきたく諮問します。

記

### < 諮 問 >

1 令和4年度宮津市国民健康保険税の税率について

国保事業費納付金等の所要額に対応するため、京都府から提示の標準保険税率に基づき、令和4年度の税率を別紙のとおり改定します。

2 課税限度額の改定について

地方税法施行令の改正予定に合わせ、令和4年度の国民健康保険税の「課税限度額の改定」を行います。

3 未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための関係法令が施行されることから、令和4年度の国民健康保険税について、「未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置」を実施します。

### 参 考

平成30年度から開始された都道府県が財政運営責任などの中心的役割を担う国保制度の下では、京都府が府内全体の必要な医療費総額を見込み、市町村ごとの年齢構成、医療費水準、所得水準を考慮した「国保事業費納付金」とその納付に必要な「標準保険税率」を算定し、府内各市町村に提示されています。

本市においては、1月31日の京都府国保運営協議会において、令和4年度「国保事業費納付金」及び「標準保険税率」が決定されたことから、これらを参考に予算編成を行うとともに、令和4年度の税率を決定することとします。

また、「課税限度額の改定」及び「未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置」については、各法令等の改正趣旨に基づき、国が定めた基準どおりに改正することとします。

## 令和4年度 宮津市国民健康保険税税率と課税限度額(案)

## 【医療分】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3-R2	令和4年度(案)	備考	R4-R3
所得割額	$\frac{4.90}{100}$	$\frac{5.50}{100}$	$\frac{5.60}{100}$	$\frac{4.90}{100}$	△ 0.70	$\frac{5.50}{100}$	改定	↑ 0.60
資産割額	$\frac{25.00}{100}$	$\frac{30.40}{100}$	$\frac{28.40}{100}$	$\frac{25.60}{100}$	△ 2.80	$\frac{28.70}{100}$	改定	↑ 3.10
被保険者均等割額	20,600円	24,200円	24,000円	21,100円	△ 2,900円	23,600円	改定	↑ 2,500円
世帯別平等割額	14,600円	17,200円	17,100円	14,800円	△ 2,300円	16,000円	改定	↑ 1,200円
課税限度額	58万円	61万円	63万円	63万円	0万円	65万円	改定	↑ 2万円

↑ 専決予定

## 【支援分】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度(案)	備考	
所得割額	$\frac{2.10}{100}$	$\frac{2.10}{100}$	$\frac{2.20}{100}$	$\frac{2.30}{100}$	0.10	$\frac{2.20}{100}$	改定	↓ △ 0.10
資産割額	$\frac{10.40}{100}$	$\frac{11.40}{100}$	$\frac{11.00}{100}$	$\frac{11.40}{100}$	0.40	$\frac{11.30}{100}$	改定	↓ △ 0.10
被保険者均等割額	8,600円	9,100円	9,300円	9,400円	100円	9,300円	改定	↓ △ 100円
世帯別平等割額	6,100円	6,500円	6,600円	6,600円	0円	6,300円	改定	↓ △ 300円
課税限度額	19万円	19万円	19万円	19万円	0万円	20万円	改定	↑ 1万円

↑ 専決予定

## 【介護分】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度(案)	備考	
所得割額	$\frac{1.70}{100}$	$\frac{1.90}{100}$	$\frac{2.20}{100}$	$\frac{2.00}{100}$	△ 0.20	$\frac{2.30}{100}$	改定	↑ 0.30
資産割額	$\frac{12.40}{100}$	$\frac{14.60}{100}$	$\frac{13.90}{100}$	$\frac{15.80}{100}$	1.90	$\frac{16.00}{100}$	改定	↑ 0.20
被保険者均等割額	8,900円	10,400円	11,100円	11,300円	200円	12,000円	改定	↑ 700円
世帯別平等割額	4,600円	5,500円	5,600円	5,700円	100円	6,100円	改定	↑ 400円
課税限度額	16万円	16万円	17万円	17万円	0万円	17万円	据置	- 0万円

## ※参考【合計】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度(案)	備考	
所得割額	$\frac{8.70}{100}$	$\frac{9.50}{100}$	$\frac{10.00}{100}$	$\frac{9.20}{100}$	△ 0.80	$\frac{10.00}{100}$		↑ 0.80
資産割額	$\frac{47.80}{100}$	$\frac{56.40}{100}$	$\frac{53.30}{100}$	$\frac{52.80}{100}$	△ 0.50	$\frac{56.00}{100}$		↑ 3.20
被保険者均等割額	38,100円	43,700円	44,400円	41,800円	-2,600円	44,900円		↑ 3,100円
世帯別平等割額	25,300円	29,200円	29,300円	27,100円	-2,200円	28,400円		↑ 1,300円
課税限度額	93万円	96万円	99万円	99万円	0万円	102万円		3万円
	(決算)	(決算)	(当初予算)	(当初予算)		(当初予算(案))		
1世帯当たり平均調定額	120,750円	135,356円	137,081円	120,513円	△ 16,568円	132,959円	10.3%	↑ 12,446円
1人当たり平均調定額	75,634円	85,721円	87,779円	78,850円	△ 8,929円	86,758円	10.0%	↑ 7,908円